

# 江口家の家譜と家産

——丹波国桑田郡山国郷井戸村——

仲  
村  
研

## 目次

はじめに

一 中世末期の江口氏

二 近世初頭の井戸村と江口氏

三 役式と江口組

おわりに

はじめに

同志社大学人文科学研究所が丹波国山国郷の共同研究の成果『林業村落の史的研究』を刊行してから六年余を経過した。その後、この研究を土台に竹田聴洲氏の著になる『近世村落の社寺と神仏習合』と藤田叔民氏の大著『近世木材流通史の研究』がこの両年にあいついで刊行された。この両著書は、『林業村落の史的研究』で充分に追究されな

かつたところを執拗に補足するかたちでなされたものである。

近年の竹田・藤田両氏の労作をもふくめて、従来の山国郷研究で「家」の問題を追求されたのは、井ヶ田良治氏の「封建社会における村落共有山林と村落構造」、岡光夫氏の「近世山国郷の林業経営」、松本通晴氏の「丹波山村の同族組織と村落構造」(三論文とも『林業村落の史的研究』所収)、竹田聴洲氏の前掲書の第三章「中世山国庄の村落と名主」の第三節「中世末の村と名主の家」である。

井ヶ田氏は中江村の小畠家を中心とする中世名主家と小百姓との関係を、中江村の共有山林の成立・解体の過程の中に追求され、中世末から明治期におよぶ中江村各家の消長の追跡は、たんに一箇の村落の中の「家」の問題にとどまらず、明治民法に規定される「家」に連鎖するものとしてきわめて興味深い研究である。

岡氏の研究はその表題が示すように、林業経営の視点より大野村の河原林安左衛門家の経営を具体的に明らかにされたものである。山国郷各村の上層を構成する農民は、多かれ少なかれ河原林安左衛門家に類似する経営内容をもっているとは推定されるので、この点で井ヶ田氏の中江村の村落構造と「家」との関係に、林業経営という面で肉付けされたものと考えられる。

松本氏の研究は、岡氏の取り上げた大野村を中心に、山国全体の同族組織＝株内を、現状から『古家撰伝集』によって幕藩期まで溯って存続の条件を検証したものである。

竹田氏の研究は、中世末期の山国庄の名主家について庄官鳥居・水口両氏を取り上げ、鳥居氏が惣領制同族団構成をとるのにたいし、水口氏が複数の名主家の平均的結合という、山国名主家の二類型を明らかにされて「名」と「家」との同一性を具体的に示され、山国郷における近世の「家」研究の前提を描定されたのであった。

以上が簡単であるが山国郷研究の中でなされた「家」研究の概略である。四氏の研究は各自の視角から精力的になされているが、これらの研究は山国郷における「家」研究の突破口的役割を果たしたものの、個別の「家」研究はいまだ充分とはいえない。同志社大学人文科学研究所がかつて借用した山国郷家別文書は膨大な数にのぼるので、いまあらためて、これらの文書を「家」という観点に立つて再吟味することも意義のあることと考える。そこで中世後期から近世中期にかけて比較的「家」を語る文書のある井戸村江口家について、おもに一六世紀から一八世紀にいたる家譜と家産について考察を加えることにした。この考察は前掲四氏の労作に負うところが多大なることをあらかじめ断っておきたい。

江口氏における「家」をみるに先だって、中世山国庄における名主としての江口氏を位置づけなければならないだろう。そのためには先ず山国庄の名主の一般的なあり方を概観しておかねばならない。

山国庄における太閤検地が天正一五年（一五八七）一〇月であることは、現存する小塩村検地帳（同志社大学人文科学研究所『紀要』第八号「中世山国庄校郷史料」）から明らかであるが、この検地は庄内の特権層である名主の秩序をつき崩す役割を果たした。そのため特権破壊を最小限にいとどめるために山国庄名主は、かれらの誇り高き由緒を連綿と書きつづつて、検地の前年に前田玄以に提出した（野田只夫編『丹波国山国荘史料』三四九号。以下『史料』三四九と略す）。その由緒は平安遷都のさいの造管廩に山国庄が指定され、材木伐採のために三六人の官人が現地に派遣され、これが名主家のはじまりで、のち八八家に増加し、いわゆる「三十六名八十八家」と呼称される名主中を構成した。この名主中は長和五年（一一一六）に三条院から五社明神造管祭礼料を下賜されて以後、神役を勤仕することになり、土御門院の正治二年（一一〇〇）正月一〇日の作成といわれる三六名と八五人の名主の注文、名主に従属して禁裡への貢納

材の搬送に従事した「貢料木京着歩持之役士」六五人の姓名を記している。そして山国庄の盛衰を詳細に記し、応永六年（一二九九）八月一五日の後小松天皇綸旨を引用し、その他吉書、口宣案など名主の由緒を証明する文書を添付することによって、禁裡と名主中の距離の近さを主張しているのである。

この由緒書の詳細については、すでに紹介されているので詳述はさけるが、つぎのことだけは主張しておきたい。すなわち、正治二年正月の日付をもつ名と名主の注文は、山国庄の隣庄宇津庄の土豪宇津氏が、宇津右近太夫の名で国守名の名主三人のうちにいることから、宇津氏の山国庄進出の時点、大永年間以後の山国庄の現実を反映しているものであることが判明するし、<sup>①</sup> 応永六年八月の後小松天皇綸旨も神領の「百廿五石分」という近世的表現形式から、太閤検地直前に、名主中が山国庄の現実を土台に禁裡との緊密な関係を強調することによって、かれらの特権と秩序の維持を秀吉政権に訴えたものにほかならない。<sup>②</sup> 名主中の由緒書をこのように位置づけるならば、由緒書に記された山国庄の歴史には、少なくとも一六世紀の山国庄の現実を屈折して表現しているものと考えてよいであろう。それは一四・一五世紀の文書類によっても充分裏付けることができるのである。

由緒書をはじめ中世山国庄関係文書によれば、山国庄三六名は大杣方と棚見方に分かれていた。この両者は禁裡の庄園支配組織であるとともに、五社明神宮座の組織そのものでもあった。中世末期には大杣方一五名半、棚見方一三名の二八名半に減少しているが、これは山国庄の内部から枝郷と称される黒田・小塩地域が村として独立したり、小塩地域などが庄内の名刹常照寺に施入されたためであった。名の構造については先学の研究もあり、私も先に考察したことがあるが、<sup>③</sup> 要点のみ記せばつぎのごとくである。すなわち、一名はほぼ二町前後の均等名で、二人ないし三人の名主がおり、二人の場合は $\frac{1}{2}$ ・ $\frac{1}{2}$ 、三人の場合は $\frac{1}{4}$ ・ $\frac{1}{4}$ ・ $\frac{1}{2}$ の地積配分を原則とし、名は雑事方と工方に分かれ、元

龜二年（一五七二）九月の大杣方・棚見方御公用米算用帳によれば、雜事方年貢が四斗三升、工方年貢が三斗五升となつている。名にはこれらの年貢の徴収責任を負う名主のほか、加地子名主職、作職をもつものが存在する。もちろん、名主自身が自己の名にとどまらず他名において加地子名主職や作職をもつ場合があり、各職の総量を合計しても庄内の身分の標示にはならない。名主身分はあくまでも名の年貢の徴収責任を負うところを、禁裡より名主として把握されているのである。名主はたんに名田畑の年貢を負うのではなく、この庄園が杣から出発したという由緒をもつように、惣庄山の杣年貢を大杣方、棚見方を単位に大堰川を筏で搬送し、貢納することに最大の責務をもつていた。そのほか山国庄名主は大堰川の鮎の供御、禁裡における日常生活調度品、薪炭などの燃料、宮中儀式に使用される菓子類など、中世末期には数少ない禁裡領のひとつとして雑多な負担をおり、これらの総体を負担することが、名主身分を保証する指標となつているのである。

名主身分を表示するものは、このような年貢・雑公事を負うことであるが、その証として雜事方・工方の名田以外に「用呂田」とよばれる免田二反と免在家一字とを所有していた。したがって、名主が反庄的行為をなして名職を没収される場合には、徴収責任をもつ名田畑とともに用呂田・在家を没収されるのである。用呂田と対になっている在家は、名主に個人的に従属している「貢料木京着歩持之役士」<sup>11</sup>古住人の在家であり、名主はその在家錢を自己の得分にすることを禁裡から承認されていたのである。以上のような山国庄名主の性格を前提にして、江口氏の名について論及しよう。

（11）拙稿「中世山国庄の名体制」（同志社大学人文科学研究所編『林業村落の史的研究』所収）。

(2) 拙稿「中世における偽文書の効用」『日本歴史』三〇三号。

(3) 西川善介「林業経済史論(2)―木材生産を中心にして―」『林業経済』一三四号。井ヶ田良治「封建社会における村落共有林と村落構造―  
役山・名主山・年寄山に関する一資料」『同志社法学』六三三号。

(4) 拙稿「中世末期の丹波国山国庄」同志社大学人文科学研究所『紀要』七号。

## 一 中世末期の江口氏

江口氏の居住する丹波国桑田郡井戸村<sup>(1)</sup>は、大堰川の上流のいわゆる山国本郷八か村の最奥にあつて、小塩川が大堰川に流入する地点の上下流に位置し、北は小塩村、東は下黒田村、西は本郷大野村、南は山に接する山間の小村であり、「井戸」の呼称は流れをせき止めた「堰」の所在する地点から由来したと推定される。いま天保十一年(一八四〇)の「宗門御改寺請并家数人別牛馬員数帳」(江口八郎氏文書)によれば、高一六七石五斗四升六合六勺で、惣棟数は七三軒で内訳は本家(住屋)四八軒、寺二軒、土蔵一軒、小屋二軒、住人は二〇人、牛馬一五疋である。<sup>(2)</sup>高は延宝六年(一六七八)の検地では地積は一五町三反七畝一五歩で、高は一六七石五斗四升六合六勺であつて、高そのものは、幕末まで変化はない(同志社大学人文科学研究所編『江口九一郎氏所蔵文書目録』C七号、以下C七と略す)。これをもつて中世末期の井戸村を推定するのは危険であるが、少なくとも太閤検地前後の井戸村の規模を推定する手がかりにはなると思う。

さて井戸村江口氏は中世山国庄においては棚見方武光名の名主であつた。前述の由緒書の武光名の項を紹介すると、次のようになつている。

江口家の家譜と家産（仲村）

	武重	小島 <sup>後</sup>	刑部丞
武光名	光常	江口	右近
光宗	平井	兵庫	

この記述は、天文九年（一五四〇）四月の作といわれる「丹波桑田郡山国名職帳」（『史料』三五〇）の棚見方武光名の名主に江口右近・小島後・奥平井とあるのと合致し、また同一九年五月の「郷中名主交名」（『史料』三五二）の井戸村居住の名主に江口右近尉光常、トノ村（葦村）の平井（草木）兵庫介有武とあるのと関連する。これから武光名の「武光」は、江口・小島後・奥平井三氏の名乗り、その一字が使用されていることが判明する。このことは武光名に限らず、他の名においても共通するところである。恐らく名なづかの名を後代において名主の名乗りの文字の中に作為的に採用したものと考えられる。

武光名の所在は田地売券によると、字新井垣内西新井前目東に工田二五代（B一、『史料』一二二）が、また一反の脇工田の在所が長塚西に（『史料』三三三）、二五代の工田が石原にあり（『史料』一〇二）、また二五代の雑事方田地が「は、の本」にあつた（『史料』九六）ところから判断すると、井戸村の江口氏屋敷から約三キロメートル下流、山国庄の中央部比賀江村あたりと推定される。元龜二年（一五七二）九月の棚見方御公用米算用帳（『史料』三三九）によれば、武光名は一町九反四五代で奥平居孫太郎・小島後・江口太郎二郎の三人の名主が支配している。奥平居が八反、小島後が五反四五代、江口太郎二郎が六反である。奥平居にたいしてあとの二人は相名主とよばれ、その名田は「脇」と称されている。いま江口太郎二郎の支配する武光名相名分の記載を紹介するとつぎのようになる。

一 相名

江口太郎二郎持

合雜事式段廿五代之内

一反 塔本左助 廿五代 紺屋二郎四郎

廿五代 庄大炊助 廿五代 棚見惣田

以上式段廿五代分米壺石七升五合之内

四斗五升 上太郎三郎納 式斗八升 樋爪納

式斗五升 庄内衛門太郎納 九升五合 江口右近納

以上壺石七升五合 皆納

一工方參段廿五代之内

五代 南相模 一反五代 江口前

四十代 樋爪 廿五代 懸雲軒

廿五代 林中分 廿五代 井戸村田

以上參段廿五代分米壺石式斗式升五合

壺斗七升五合 林中分 壺斗式升 江口右近納

壺斗 井戸村納 壺斗七升五合 江口右近納

四斗三升 上之太郎三郎納 式斗式升五合 □□五郎二郎納

以上壺石式斗式升五合 皆済

この算用帳の記載形式についての分析は、以前に西川善介氏がなされているので省略するが、地積の表示が加地子

江口家の家譜と家産（仲村）

第1表 江口氏加地子名主職・作職表

	名数	加地子名主職	作 職
江口 右近	5	4 <sup>反</sup> 0 <sup>0</sup> 代	3 <sup>斗</sup> 9 <sup>升</sup> 0 <sup>合</sup>
江口彦太郎	3	2 0 0	9 5 5
江口 宗忠	4	2 2 5	
江口 かの	2	1 0 0	
江口	1	1 0 0	
江口前	1	1 0 5	
上江口	1	1 0 0	
合 計		1 2 3 0	1 3 4 5

※ 名数とは両職の散在する名の数を示す。

※※ 江口右近分には江口左近分25代をふくむ。左近は右近の誤まりと考える。

※※※ 同様に江口かく分25代は江口かの分とする。

名主職で、分米が作職であり、各々の下に記された人名は、各々の職の所有者である。江口太郎二郎のもつ武光名相名については、江口右近が雑事方の作職九升五合、工方の作職一斗二升、一斗七升五合をもつにすぎないが、江口太郎二郎は雑事方・工方の分米二石三斗をとりまとめて禁裡へ貢納する責任を課されているのである。江口太郎二郎と江口右近との関係については、天正二年（一五七四）三月五日の田地・畑地・山林を右近が太郎二郎に譲与した譲状（B三・三三・三三三、『史料』一四三・一四四・一四五）から推定すると、右近は太郎二郎の親としてよいであろう。この算用状には太郎二郎の加地子名主職・作職が全く記載されていないところから、右近は太郎二郎に武光名相名主職を譲与し、惣庄がこれを承認し、算用帳には太郎二郎の名で登記されてはいるものの、家産の全てはいまだ右近にあり、その家産が譲与されるのが算用帳作成から三年後の天正二年三月五日であつたと考えられる。

元龜二年の算用帳から江口姓のもつ加地子名主職・作職を示せば第1表のごとくであり、合わせて加地子名主職一町二反三〇代、作職が一石三斗四升五合である。このほか京上田・用呂田があるが、この算用帳には記載されていない。庄園領主禁裡に把握されている耕地は、名田・京上田・用呂田にすぎず、これ以外の耕地は相当存在すると考えられるから、江口氏の加地子名主職・作職の規模を算用帳の表記のみ判断するのは危険といわざるをえない。第1表からいえること

第2表 井戸村居住者加地子名主職・作職表

	加地子名主職	作 職	備 注
宇津和	1反 00代	1石 4斗 1升 4合	
宇津和久保	20		井戸村久保10代を入れる。
樋爪	20	2 0 0	
樋爪伊与介	25		
南相模	25	2 6 0	井戸村相模20代を入れる。
大永常秀	25		
甘木与介	10		
中野弥太郎	25	2 1 5	中野孫太郎25代を入れる。
中野喜六	1 00		
中野道全	25		
中野分永陽庵	25		
井口新衛門	1 00	1 5 0	
井口又二郎	15	2 3 0	
井戸村衛門太郎		2 5 0	
井戸村中務弥太郎	35		
井戸村又七		9 0	
井戸村大工	1 00		
井戸村尊久	5	1 3 2	
井戸村酒屋	2 15	3 5 0	
井戸村田	5 05	2 3 5	井戸村垣戸田45代を入れる。

は、江口太郎二郎につながる江口右近の武光名相名主職所有者の家系以外に、彦太郎、宗忠、かの、などの江口姓をもつものが登記されていることである。右近と彦太郎らの関係は明らかではないが、先述の江口右近が太郎二郎に田地・畑地・山林を譲与した天正二年三月五日と同じ日付で、江口宗忠が太郎二郎に井戸村甘木谷の山一か所を譲渡しており(B三〇、『史料』一四二)、これは同族内での譲渡であるから、右近の家系を中核とする同族団が推定される。

元龜二年の算用帳から江口氏姓をもつものの加地子名主職・作職の所有をみたが、この算用帳から江口氏以外の井戸村在住者の所有をみたのが第2表である。このうち宇津和氏は国真名の名主であり、あとはすでに闕名となった大永(宅)氏、宇津氏の国守名を継ぐ樋爪氏のほか、大宅氏の従類(古住人・京上歩持役士)の南

氏、江口氏の従類中野氏、井戸村の小字名を冠した甘木氏、井戸村という村名から発したと思われる井口氏、それに井戸村を冠するものが多くみうけられる。このような井戸村住人の構成は、先に井ヶ田良治氏が分析された中江村の構成と全く同一である。以上のような名主と非名主農民（小百姓）とが構成する中世末期の村落は、近世初頭に事件を惹起し、近世を通じて村そのものを規定するが、それは後節に譲るとして、元龜二年の算用帳以前の江口氏について少しふれておきたい。

文安二年（一四四五）二月一日と永正一四年（一五一七）三月二十七日との口宣案写が江口家文書に残っている（B二二、『史料』二二六・二二七）。それによると橘重吉、橘久重が右近将監に任ぜられている。すなわち、江口氏は橘姓を本姓としていたことと、右近将監の官途が授けられていたことが判明するのである。江口氏の口宣案を含めて、山国庄名主のもつ口宣案は、山国五社明神宮座に加わっている名主の官途成の官途名を示すものである。中世における江口氏が「右近」を称するのも、右に述べた官途成の右近（衛）将監に由来するものであることは明らかである。また橘姓を称するのは、久延名の名主小畠氏が和氣、国真名の名主宇津和が秦、宗貞名の名主窪田氏が紀、久時名の名主鳥居氏が身人部（王生）、道教名の名主比果氏が三和、貞友名の名主溝口氏が源、清遠名の名主今安氏が佐伯など、山国庄の名主がいわゆる古代姓をもつのと揆を一つにするもので、これらの姓は官途成のさいの口宣案に記されるのである。そしてこれらの官途名は、先に紹介した由緒書の正治二年の名と名主の注文の中で、名の肩に木工寮、主殿寮、掃部寮、修理職など、名主の所属する官衙の名称を付してあるのと関連するが、そのことは名主が禁裡との距離の近さを由緒書で強調するための付会と推定されるものの、それは全く架空のことではなく、官座における官途成に口宣案が使用されていることに発しているのである。

現存の江口家文書のなかで最古のものは、応安七年（二三七四）二月一六日の沙弥道意が藤井末永に比賀江村新井垣内の武光名工田二五代を売った売券（B一、『史料』一二二）であり、次は永和四年（二三七八）三月二一日に比丘尼妙心が、嫡男紀光延との連名で次男藤井末永に山畑四か所を譲渡した譲状（B三、『史料』一二二）である。この藤井末永は貞治五年（一一三六）十一月一九日に比丘尼妙信（心）・北光延と三人の連名で山国庄字有垣内の田地二五代と柿木上野畠一所を字姫松女に譲渡している（『史料』八九）。その譲状の冒頭に「右件田地者、新井四郎先祖相伝之私領也、雖然、彼四郎於未処死去畢、而祖母比丘尼妙信、於計字姫松女仁、限永代、処分渡処実明白也」とあるところから、



という系譜が想定できる。ここから彦太郎と妙心の間に生まれた子息三人が別々の姓を名乗る名主となっていることは注目される。すなわち、北氏は辻村住の貞友名の名主であり、藤井氏は同じく辻村住の宗貞名の名主、新井氏は比賀江村住の貞恒名の名主である。これは名主相互間の婚姻関係を示すものである。

一四世紀後半に江口家文書にあらわれる藤井末永についてふれてきたが、この二通の売券が江口家に残存しているのは、藤井末永の子孫が江口氏と姻戚関係を結び、そのさい手継証文として持参したものか、あるいは、江口氏が藤井末永ないしその子孫から、売券に記された田畑山を購入したさい、それらの物件に関する証文として江口氏の入手するところになったものかのいずれかと推定される。

永享八年（一四三〇）二月二九日、山本跡福久名雜事方田地四〇代が、江口道祐と江口左近將監に分割処分されている（B一〇、『史料』一二五）。山本跡の意味は必ずしも明らかでないが、福久名雜事方田地が欠所となり、それが江口氏の入手するところとなり、それを兄弟が均等に分割したのではあるまいか。また同日に兩人が署判（7）を加えた道祐の山林注文がある。それは伊坂山、江口谷林、奥山の三か所であり、これも山本跡の処分とみるべきであろう（B一一）。なお道祐の「道」は、江口氏の入道名に多く用いられている文字である。

江口氏の所領にかんする文書は、右の永享八年のものが初見であるが、以後の土地集積と伝領の状況を天正頃まで追ってみよう。

寛正二年（一四六一）二月八日、江口右近は宇津和泉助、職事久保出雲らの名による井戸村惣から、三月三日神田二五代と江口谷乙谷本の山一所を一石八斗で買い（B一二、『史料』一二八）、同五年九月晦日に江口道仙は江口橋爪北にある甘木治部の国清名工田一反を五貫文で買っている（B一三、『史料』一二九）。この道仙は右近の入道名で同一人物であることは、文明三年（一四七二）三月八日の井戸村内田地二反（8）を後家分に譲与した讓狀（B一四、『史料』一三〇）に江口右近入道沙弥道仙とあることよってわかる。

この日、道仙は田尻本一反、奥ノ久保上下一反の二反を自分と妻妙珠庵尼の後生菩提のために、夫妻の法号を付して仙珠庵と名づけた庵に寄進している（7）。この二反の年貢は棚見方下司給田として水口氏に納入し、加地子名主職が庵の仏事に宛てられたのであろう。なお、これらの売券・讓狀・寄進狀には、「時之シキシ」「時別当」「村之別当」が証判を加えており、惣村の機構の整備が指摘できよう。天文一〇年（一五四一）七月二三日に僧侶の豊勝庵周栄が仙珠庵上の山一所と井戸村酒屋垣内畠一所を仙珠庵に寄進している（B二九、『史料』一四一）が、周栄は井戸村出身の江

口一族のものではないだろうか。

明応九年(一五〇〇)一月二日、山国庄管が井戸村奥津原市若の屋敷一所と田一〇代を盗みのため欠所として江口右近に宛行している(B一七『史料』二三四)。山国庄においては欠所は名主に宛行されるのが普通であった。この屋敷のちに江口氏から下黒田村の名主管河氏に移ったと考えられ、宛行状の原本が現在菅河家に保管されている(『中世山国庄校勘史料』一九)。以後、永正から天正に至る八通の売券を表にすれば第3表のごとくである。これらの

第3表 江口右近家土地集積表(永正～天正)

年月日	売	主	買	主	地目・地積	在	所	価格	文書番号
永正2.5.3	西タナカノアコセ女	近	江口	近	竹ヲラ 1所	タケノモト	久保	150文	B18F女書J135
永正8.8.15	新屋賀々助	近	江口	近	藪山 1所	寺須和堀内	久保	1200文	19F 〃 J136
永正10.12.13	宇須和四郎	近	江口	近	山 1所	江口	谷	米4斗	20F 〃 J137
永正10.12.13	新屋加賀助	近	江口	近	山 1所	中山	大コラ	米2斗	21F 〃 J138
永正17.11.19	甘木下手掃部	近	江口	近	山 1所	江口	谷	500文	27F 〃 J139
天文8.12.20	井戸弥二郎・上手左近	近	江口	近	山 1所	江口	谷	450文	28F 〃 J140
天正5.4.14	小塩口伊加之介	近	江口	近	山 1所	江口	谷	500文	35F 〃 J146
天正8.3.2	おは子喜	近	江口	近	山 1所	尾花	谷	米9斗	34

売券は田畑はなく、竹藪と山のみであり、これが偶然でないならば、中世末期に江口右近家は田畑より主に山林を集積しているとしなければならぬ。そして山林は江口屋敷の上部に広がる江口谷を中心に尾花谷(姥ヶ谷)、中山大エロヨと、屋敷に近接する地域である。この点は山林経営からいって重要である。この江口屋敷に近接する藪・山の売主も井戸村の住人としてよいであろう。すなわち、宇須和は井戸村の名主であり、甘木、小塩口は井戸村の小字名で

あり、新屋も天正二年の江口右近畠讓狀に「新屋ノ本」という在所があるところから、これも井戸村の小字名としてよい。また「おはノ子喜介」は江口太郎二郎の従兄弟という意であるから、井戸村住人としてよいのではなからうか。ただ「西タナカノアコセ女」は井戸村に西接する大野村の名主田中氏に係わりのある女性と思われるから、これだけは「大野村住人」と考えた方がよいかも知れない。

さて先にも少しふれたが、太閤検地の一三年以前の天正二年三月五日に江口右近は江口太郎二郎に田地・畑地・山林各地目の讓狀三通を記している。これに加えて同日に江口宗忠も太郎次（二）郎に山一所を讓つてゐる。太郎二郎は官途成以前の江口右近家の嫡子の名であると考えられるので、これらの讓狀は天正二年という時点の江口右近家の家産の全てとしてよいであろう。以下、讓狀について少し検討を加えよう。

まず田地は一八の小字に二〇筆で一町二反四〇代、畑地は八の小字に七か所（茶園一所をふくむ）と一一木の柿木である。山は一七か所である。いまそれらの在所を検討すると、田地は一八の小字のうち堂ヶ尻、なか町、あまかいち、なわての下、江口ノ後、橋ノ本、田尻、久保ノ木、三月田、新屋ノ下、奥久保と一一か所が讓狀以前の中世文書、近世初期の名寄帳・検地帳、現在の呼称で井戸村の小字であることがほぼ確認される。在所不明の津ノ尻も明応九年に井戸村奥津原市若跡を江口右近が宛行された田地の在所と同一地であるところから、井戸村としてよいであろう。津ノ尻は寺山と推定される。森ノ下も森のわき（春日神社辺）と同一か所であるかも知れない。また同じく畑についても、新屋ノ本、居屋敷、酒屋ノ本、庵（仙珠庵）ノ屋敷、岩ヶ鼻と八つのうち五つが井戸村の小字としてよい。なお尾鼻本の畑も田の尾鼻ノ下と同一地であると考えてよく、同じく畑の所在する井ノ坂、西本も山の所在する井ノ坂、西本の山麓と考えてよいであろう。山については江口谷、谷ノ上ノ山、岩ヶ鼻、中山、堂ヶ尻、甘木谷、谷口、甘木

ノ上、車ヶ瀬、江口谷ノすく谷が井戸村内と確認されるし、井ノ坂も猪ノ谷と同一か所とも推定される。ただ小野地谷山は大野村の小野谷と考えられ、足谷山は小塩村である。田・畑・山の在所についてみてきたが、若干の不明分を除いてそれらのほとんどが井戸村内にあることが判明する。元龜二年の算用帳の江口氏の加地子名主職・作職の所在は武光名の所在などから推測して、井戸村を離れて散在していたと考えられるが、天正二年の譲状までに耕地の居住村への集中を完了していたのである。とはいえ、先掲の第1表のごとく算用帳に記されている江口右近の加地子名主職は四反、作職は四斗弱であり、名田に編成されない田畑がすでに井戸村に集中していたとすべきであろう。なお中世山国庄で本来名田に付属するものであつた京上田が、「京城」という字名化した形で名残りをとどめているのは注目される。

畑については畑の下地と柿木・茶木と別箇に譲与の対象としている。柿木は果樹としてのみならず塗料として有用であり、それだけに家産の一部として意識されていたのである。茶園については、中世後期を通じて井戸村の常照寺から禁裡にたいする茶袋の献上の事実があり、したがつて山国庄においては茶園は名主家に付属していたものと推定される。山については、一七か所の山は全て惣庄山の奥山にたいして集落に接する里山というべき山であり、これは天正二〇年（一五九二）八月一六日の水口常法の山譲状（『史料』一〇・一二）においても規模の違いこそあれ同様である。以上みてきたところから、江口右近の田・畑・山は太閤検地の一三年前には井戸村に集中していたことが確認される。

江口右近が太郎二郎に田・畑・屋敷・山林を譲つた翌年の天正三年（一五七五）二月に、上黒田村の名主吹上三郎二郎が子息三郎右衛門に譲状（『史料』一八四）を記している。譲渡の物件は記していないが、「我等及老年二候、依て子息

へ、跡式並に名前ゆづる処実正也」とあり、「跡式並に名前」という抽象的な呼称が用いられているが、これが名職といわれるものである。二二年以前の天文二二年（一五五三）二月と、一四年以前の永祿四年（一五六二）五月の、二度にわたって、三郎二郎が父吹上左近から、吉野名用呂田、用呂田と対になっている在家、屋敷のほか、黒田所在の田・畑・山林を譲渡されている（『史料』一七八・一八二）が、これが名職であると考えられる。また吹上左近が永祿四年（一五六二）に三郎二郎に譲った残りの「田・畠・山・道具以下、方々ニ借置錢並ニ方々之頼（母脱）子之錢米等」を妙泉に譲っているが、ここに名主の高利貸の側面と家産の存在形態の一端をうかがうことができる（『史料』一八三）。初回の太閤検地後の天正一八年（一五九〇）正月、先に三郎二郎から譲渡された三郎右衛門が惣領孫右衛門に譲渡した物件に、名職がより具体的に記されている（『史料』一八五）。それによれば冒頭に「御公事、但シ御高御帳面通、其外開博有之」とあって、検地帳登記外の耕地のあることを注記し、田・畑・山林の所在を簡条書にしている。田畑は黒田所在であるが、山は三明谷のように山国本郷の塔村所在のものもある。注目すべきは、山の簡条の末尾に「其外諸道具、手道具一式」とあり、山林労働に必要な用具全てが譲渡の対象となっていることである。次節で述べる近世山国郷名主の身分標示である斧役は、抽象的なものでなく、惣庄山の権利、道具、身分の関係を推測せしめるものであり、それは近世大堰川の鮎漁業にたいする名主の権利<sub>〓</sub>網株と共通するものがある。このような田・畑・山林・道具などとともに、「先祖相伝之書物三通、并諸書物一式、腰之物一差譲り」という一箇条があり、これらが跡式の対象となっていることも重要である。「先祖相伝之書物三通」というのは、江口氏の場合でみたように、名主身分を裏付ける口宣案であることは間違いない。吹上家の場合、現存する永享五年（一四三三）二月二一日と文安二年（一四四五）二月一日の後花園天皇口宣案と文明二年（一四七九）三月七日の後土御門天皇口宣案の三通を指すものと考

えられる『史料』一六一・一六三・一六四)。

以上、江口氏でみた規模と吹上氏でみた内容をもつものを中世末期の山国庄名主の典型としてよいであろう。近世初頭、かれらは村の行政を掌握する村方三役となつてゆくが、つぎに近世初頭の名主の存在をみよう。

- (1) 明治維新後、常照寺膝下の寺山村は井戸村に編入されたが、それまで寺山村は常照寺領として井戸村と別箇の行政単位であり、弘化四年(一八四七)の山国五社明神宮座の由緒書『改正古家撰伝集』の伝えるところでは、山国庄三六名は応永・文明の両度に分割され、常照寺領に編入されたといわれるから、寺山は少なくとも一五世紀には山国庄の行政機構の外におかれていたと推定され、本稿で井戸村という場合、寺山を除くことを予め断っておきたい。
- (2) 明和三年(一七六六)の山国五社明神奉納舞楽入用控(山国神社文書)によると、「極貧窮之人」を除く井戸村棟数は五六軒で、後述の村役式所有者は一六人である。
- (3) この文書も天文九年の日付をもっているが、山国庄由緒書と同じく、大閤検地前後に作成されたとするのが妥当である。
- (4) 西川善介 前掲論文。
- (5) この二人の署判を野田氏は花押としているが(『史料』一二五)、これは略押と訂正さるべきである。
- (6) この田地二反のうち、一反の所在は「橋爪北甘木ノ名工」とあり、寛正五年九月晦日の甘木治部田地売券(B二三、『史料』二二九)の国清名工一反と同一であり、国清名が甘木名と称されていることが判明する。
- (7) 道仙と砂珠とを合わせ仙珠庵とした点を指摘されたのは竹田駿洲氏であり、氏は山国庄の名主と持庵について多くの例を挙げている(『近世村落の社寺と神仏習合』第六章第二節)。
- (8) 寛文九年(一六六九)二月一五日の吹上孫右衛門讀状(『史料』四三八)からは、三明谷は消えて、山林の大部分が居村上黒田村近辺に集中していることが確認できる。

## 二 近世初頭の井戸村と江口氏

山国庄における最初の太閤検地は天正一五年（一五八七）一〇月であるが、検地帳は小塩村にしか残存していない。第二回目は一〇年後の文祿五年（一五九六）九月であり、この検地帳は小塩、下、辻、中江の四か村に残るだけである。したがって井戸村における太閤検地の実情を検することはできない。この両度の検地を小塩村において比較すると、天正の検地が一六石三斗九升一合、文祿が一八石二升九合である。斗代は前者が上田一石六斗、中田一石三斗、下田一石一斗であるが、後者は上田が一石二斗、中田一石一斗、下田一石などと大幅に下げられている。これなどは検地役人の讓歩が推察されるが、逆に天正の検地の繩のび分をより正確に把握することによって、地積を増し、本帳高は一二石の増加となったのである。恐らく山国郷各村の検地も小塩村と同様であつたとしてよいであろう。

さて江口右近家の田畑が太閤検地を境にしてどのように変化したかはわからない。しかし、前節でみたように、天正二年の讓状で江口右近家のもつ田・畑・山の規模はほぼ見当がついたので、検地後の所有と比較することは可能である。ただし、この場合、親から嫡子への讓渡であるため、検地によつて把握されていない田畑も讓渡の対象になっていることは、吹上三郎右衛門讓状から推定できる。

天正二年に江口太郎二郎に田・畑・山を讓つた江口右近の讓状から、二度の太閤検地をへた慶長一年（一六〇六）三月二十七日、江口太郎左衛門は久次郎に田畑を讓つた（丁一、『史料』一四八）。太郎左衛門は太郎二郎の後年の名であり、久次郎はのち久左衛門と称している。讓渡される田は一〇の小字に八反一〇代、畑は四の小字に二反八畝、家屋敷一所、柿木四本である。この場合、田について検地前の地積表示の「代」を使用している点が注目される。それは天正二年の

讓状の地積表示と地積そのものに変動がないことではなく、名主の保守的姿勢がうかがわれる。畑分が反畝の表示を用いているのは、天正二年の畑分が「一所」という地積不明の表示であり、これに限っては検地で繩を当てたそのまゝを採用しているものと考えられる。この田・畑・山について天正二年のそれとは在所数、筆数・地積において大きな差があることに気づくであろう。田は天正二年には一町二反四〇代であったから、四反三〇代少ないことになる。これは太郎左衛門が隠居分として手前に留保しているためである。久次郎への讓状から三年後の慶長一四年四月二三日に太郎左衛門は隠居分として、九つの小字に田六反四〇代、三つの小字に畑六畝の注文を記している（J2、『史料』一四九）。久次郎分と隠居分を合わせれば田一町五反、畑三反四畝で、田については天正二年より二反一〇代増加している。また山については天正二年が一七か所であるのにたいし、隠居分の注文を記した同日の「昔ヨリ知行仕候江口分山数」は二二か所である。天正二年の在所はほとんど失せていないから、増加していると考えてよい。この増加は天正一一年（一五八三）九月五日に江口彦右衛門尉が現錢二貫八〇〇文で江口太郎左衛門尉に売却した（B三六、『史料』一四七）ものや、天正八年（一五八〇）三月二日に小塩口伊加之介が江口太郎次郎（のちの太郎左衛門）に売った（B三五、『史料』一四六）江口の山もふくまれているのであろう。江口彦右衛門尉は元龜二年の算用状の江口彦太郎であると推定され、この売却は売券の書式をとらず、讓渡の形式で二貫八〇〇文は「礼物」としている。ここに同族内の家産移動の特徴がこめられていると思うが、詳しくは後考を期したい。

江口九次郎（久二郎、久左衛門）は慶長一五年（一六一〇）四月に、井戸村大上助二郎より田地（地積不明）を二貫五〇〇文（J3、『史料』一五一）で、また翌一六年二月には上而与七から江口谷西さこの山を銀子二〇〇匁で買い（J四、『史料』一五二）、山・畑の小規模な集積を行なっている。元和七年（一六二二）には久左衛門は井戸村庄屋をつとめ

ており、近世初頭の井戸村を支配している旧名主大上(宅)、樋爪の両氏と並んで有力家であることは否定できない。寛永二〇年（一六四三）六月、井戸村百姓一人が同一九年の年貢払銀合わせて五一九匁一分を、月一〇匁に五厘の利で大上助丞から借用している（丁一〇、『史料』一五六）ように、大上氏も井戸村の有力家で、寛永一四年には庄屋をつとめている。慶安二年（一六四九）五月、山国二宮大明神の修造の棟札には禰宜一人、祝二人のほか一八人の座衆の名がみえるが、井戸村からは大上、江口の名が記されている（小畠久雄氏文書）。

寛文年間山国郷にとつても、井戸村にとつても重要な事件が惹起している。両事件は無関係なものではなく、深い係わりをもっているのである。それは慶長一一年の惣庄山の祖父谷・馬場谷・西谷のいわゆる三谷の山国八か村と小塩村の九か村への分割につづいて、二四年後の寛永七年（一六三〇）に山国八か村・小塩村・黒田三か村への奥山の分割が行なわれ、そのことが村内部に大きな波紋をおよぼしたのである。そして四〇年後の寛文一〇年三月二二日に記された「相究申一札」と同年八月一日の「山国領分境内証記」（山国神社文書）は、両度にわたる惣庄山の分割を最終的に確認するとともに、分割した山の用益権をもつものを各村で確認するものであった。「山国領分境内証記」には下村一九人、中江村一八人、比賀江村一五人、大野村一四人、鳥居村二人、辻村一五人、塔村一六人、井戸村三〇人、宮村八人、上黒田村四人、下黒田村四人、小塩村六人の一五一人の名が村毎に記されている。この一五人こそがこの時点の役式所有者であると考えてよい。

役式とは何であろうか。その詳細については、井ヶ田良治氏の論述<sup>1)</sup>に譲るとして、凡そを説明すれば次のようになる。すなわち、山国庄三六名八八家と称される名主の特権が太閤検地によつて否定されようとした時、名主が名主家の惣庄支配秩序を惣庄解体後の近世村落の中にもちこみ維持するために設定したのが役式である。名主の特権の具体

的裏付けは、奥山と祖父谷・馬場谷・西谷の三谷の惣庄山の用益にあつた。名主は山国庄に一〇八挺の斧役を設定し、これを村毎に分割した。分割の規準は原則としては村の名主本家の数と古住人の数にもとづいている。この斧役数によつて慶長一年（一六〇六）に三谷が分割され、寛永七年（一六三〇）に奥山が分割されたのである。井戸村の役数は六であつた。村においてはこの分割された役数を、村内部の条件に応じて更に小割された。たとえば、上黒田村においては名主六人がもつていた六挺の斧役が承応二年（一六五三）には二三人に分割され、中江村の場合は九挺分が一四に分割され、また比賀江村では一五挺分が一八人に分けられているのである、斧役は「地下役」、小割された役は「村役式」と称されている。<sup>(3)</sup>この小割数<sup>②</sup>村役式数は本百姓の数と関係するようであるが、双方の数はかならずしも一致せず、本百姓数より若干少ないのが常である。

以上、簡単にみてきたように、山国郷各村における役式は、庄園体制の解体過程で準備されており、太閤検地によつてより具体化してくると思われるが、慶長一年の三谷の分割のさいに山国惣庄を形成していた名主中によつて承認されて成立したものである。

寛文一〇年（一六七〇）八月一日の「山国領分境内証記」に、井戸村役式所有者が二〇人であつたことは先にみたところである。それより五年前の寛文五年八月の井戸村名寄帳（E七）によれば、百姓三一人が登録されているところから、井戸村役式所有者数は名寄帳登録人数の $\frac{2}{3}$ であることが判明する。しかし、井戸村の六挺役が二〇に小割されるに至る過程は不明である。ただ名主と古住人を中核に本百姓を加えて村役式が構成されていることは、井ヶ田良治氏が分析された中江村の役式と同様である。この役式は村山にたいする用益権に裏付けられているものの、たんにそれにとどまらず、村内における身分の指標ともなり、一種の株とも考えられるから、その売買は田・畑・山林の売

買と異なつて村方三役が署判を加えねばならなかつたのである。

寛文一三年(一六七三)に井戸村ではこの村役式をめぐつて事件が惹起した。この事件について次の史料(丁一〇、『史料』三九一)を紹介しよう。

売渡申用木かな木立毛事

一山巻ケ所也、有所ハ能見口やけ杉之わけ口皆敷也

右之山用木かな木立毛、代銀彦貫七百六十匁売渡申処実正也、但年内ハ当丑ノ来ル戌之年拾年間、如何様共御さ  
んばい可被成候、但木間は定之通り、巻間半まで御きり可被成候、但沢(杓)子屋ひろ川原之者共、売申間敷定  
也、此山付年内少も違乱無御座候、仍而、為後日用木かな木立毛売券、如件、

寛文拾三年丑ノ正月廿七日

井戸村

黒印

(紙縫目)

黒印

大上権右衛門殿

庄屋  
久左衛門(花押)  
年寄  
権右衛門(花押)  
同  
加兵衛(花押)  
同  
長兵衛 黒印  
同  
平右衛門(花押)  
同  
権兵衛(花押)

江口久左衛門殿  
 大上加兵衛殿  
(大上)  
 井戸平右衛門殿  
 樋爪長兵衛殿  
 江口権兵衛殿

(注) 紙継目の黒印は年寄長兵衛のものである。

乍恐返答言上

一 井戸村こわきの百姓八人之者共、今度新儀之偽り申上言上任り候儀ハ、役人百姓廿人之内ニ、大分ノ借銀御座候ニより、此度役山ヲ切り売申ニ付、若し妨申候ハ、少之割符も可取かと存、横領之族申かけ候御事、

一 往古者禁中様御領ニテ、所之名主之諸事支配ニ御座候ニ付、其下知ニ随ひ、そま役六人いたせ候ニ付、古法之例を以テ、四拾余年以前、そぶ谷・馬場谷・奥山ヲ、山国中村々へ分け申時、井戸村へも六人役分、右之山わけ取申候、其いにしへより御公儀致し申百姓、井戸村ニ廿人御座候ニ付、右之役山ノ立毛売候時ハ、式拾人平等ニ配分致し申候御事、

庄兵衛 (略押)	助十郎 (略押)
甚兵衛 (略押)	喜兵衛 (略押)
彦左衛門 ㊦	彦兵衛 ㊦
	忠右衛門
	五兵衛 ㊦
	太郎右衛門 ㊦
	二郎右衛門 ㊦
	弥左衛門 (略押)
	藤右衛門 ㊦
	太兵衛 ㊦

一先年も脇百姓共七八軒も御座候へ共、役山割符いたし、少分ニても終ニ渡し申儀ハ無御座候処ニ、今更加様たる新規之偽り申上候段、何共迷惑ニ奉存候、御慈悲ニ如先規之、被為仰付被下候へ、難有可奉存候、以上、

寛文拾三年丑二月廿三日

山国井戸村

庄屋 久左衛門

年寄 権右衛門

同 長兵衛

同 加兵衛

同 平右衛門

同 権兵衛

助十郎

(以下二三名省略)

前者は井戸村山用木かな木立毛売券の原本で、後者は一か月後の井戸村役式一件返答書の下書である。両文書の署名はその順序に少しの変化はあるが、一九人の名は同一である。寛文一〇年八月の役式所有者が二〇人であるから一人減である。

この事件の発端は返答書の第一条にあるように、井戸村役人百姓ニ役式所有者が借銀に困って役山の立木を売却したことに付いて、役人百姓以外の小脇百姓八人が、この売買行為を不当として訴えたことにある。役人百姓の借銀は先述の寛永二〇年に一人が、大上助丞から借銀しているように、名主家ニ地下役人家よりの借銀がかさんでいたと思われる。この場合は奥山（広河原）の能見口やけ杉之わけ口所在の山一所の建築用材、薪木の立毛を一〇か年の年季売りにしたのである。伐採の条件としては、木と木との間一間半にある木の伐採であり、杓子屋、広河原のものに

第4表 寛文5年・延宝6年井戸村百姓分米高表

寛文5年(1665)名寄帳				延宝6年(1678)検地帳			
名	前	役式 有無	分 米 高	名	前		分 米 高
1	平右衛門(大上)	○	石斗升合勺 9 2 0 6 0				3 9 8 4 0
2	加兵衛(大上)	○	23 3 5 8 0				26 9 4 8 6
3	弥左衛門	○	2 6 0 6 0				3 7 3 7 4
4	与右衛門		1 0 7 3 0				3 2 4 7
5	仁兵衛		8 6 4 0				
6	与左衛門		7 0 2 0				
7	加左衛門		1 7 7 0 0				
8	藤右衛門	○	2 0 2 7 0				4 3 6 1 3
9	七兵衛(南)		1 5 7 5 0				3 1 0 9 9
10	庄兵衛	○	2 8 2 3 0				1 1 2 1 3
11	五左衛門		3 4 8 4 0				
12	五兵衛	○	3 8 5 9 0				5 8 5 5 6
13	市左衛門		1 5 4 2 0	市 郎 左 衛 門	甚 兵 衛		3 4 1 7 0
14	治兵衛(花木)	○	5 9 5 3 0				5 3 3 8 0
15	久左衛門(江口)	○	14 8 9 3 0				17 1 7 0 0
16	太兵衛	○	2 9 7 3 0				3 0 0 1 6
17	次郎右衛門	○	2 7 6 0 0				4 2 4 9 0
18	利兵衛		2 1 5 4 0				
19	忠右衛門	○	4 7 2 6 0				1 9 1 3
20	彦右衛門(花木)	○	2 6 2 1 0	彦 兵 衛			1 6 5 2 6
21	次郎兵衛		9 2 0 0				
22	太郎右衛門	○	2 2 7 2 0				5 5 3 8 3
23	長兵衛(樋爪)	○	9 3 7 2 0	市 之 丞			19 2 7 1 7
24	彦兵衛	○	1 2 3 4 0				
25	助十郎(小柏)	○	1 6 2 9 0				1 0 9 4 4
26	与惣左衛門		3 7 0				
27	長右衛門		1 9 9 0 0				2 2 3 0 0
28	忠兵衛	○	2 0 7 4 0	忠 右 衛 門			3 4 0 1 7
29	彦左衛門	○	2 9 6 6 0				
30	権右衛門(大上)	○	12 0 3 9 0				13 5 8 3 1
31	権兵衛(江口)	○	10 1 0 6 0				11 3 9 9 7
32	惣作		2 2 0				4 0 3 8 0
合 計			135 7 3 0 0 (135 6 3 0 0)	(連続不明分)	御 助 庄 久 喜 上 蔵 左 兵 衛 輪 屋 衛 三 兵 衛 敷 門 郎 衛 院 敷 門 郎 衛 院 (南)		7 2 0 1 3 0 2 0 3 3 7 6 4 1 6 5 2 6 7 6 1 1 8 1 4 3 3
				合 計			167 5 4 6 6 (159 1 7 7 3)

(注) 役式の有無は、寛文10年8月吉日「丹州山国境内之目録」の井戸村署名者によって判断した。ただし延宝6年検地帳の名前とつながらないものもあり、14・20・28は甚兵衛・彦兵衛・忠右衛門につながるものとし、不明分は下段に記しておいた。また名寄帳の分米合計は実数より1斗多く、また検地帳では8石3斗6升9合3勺多いが、これは検地帳に若干の落丁があると推定される。しかし、ここでは合計は帳面の合計を記しておいた。

売つてはならないというのである。そして買主は大上権右衛門など六人である。この六人は庄屋・年寄全員であり、大上（井戸平右衛門は大上氏である）、江口、樋爪の姓を有し、この三姓は山国庄の井戸村住の名主で、地下役人と考えてよいであろう。

この村役式所有者間の村役山売買について、八人の小脇百姓が異議を挟んだのであり、これにたいし、役式所有者全員が役山が四〇余年前（実際には三谷の分割は六七年前の慶長一年、奥山は六年前である）に村毎に分割され、井戸村へも六人役（斧役Ⅱ地下役）分が配分され、これを二〇人に平等に配分したことを述べるとともに、脇百姓には役山を分割したこともなく、この売買に異議を申立てる資格のないことを主張したのである。寛文五年の井戸村名寄帳では三一人が登録され、二〇人が役式所有者であるから、小脇百姓（脇百姓）八人は役式所有者からはずされたものほぼ全員であるということが出来る。第4表によれば、この八人は与右衛門など一人のうちにいることは明らかである。事件の発端になつた奥山能見口の立毛売買の買主である六人は庄屋・年寄であり、売券の宛名に姓が付してあるように、大上・江口・樋爪の三姓は名主家（地下役人・年寄）であり、第4表によれば事件の八年前の寛文五年には、六人の年寄で約八〇石の分米高をもち、井戸村全体の約六〇パーセントを占めている。また事件から五年後の延宝六年にもこの六人は約九二石で全体の約五五パーセントを占めていたのであつて、中世以来の名主家はいわゆる地下役人として、経済的にも村内で優位にたつていたことは否定できない。しかし、寛文五年と延宝六年の分米高を見るかぎり、脇百姓の9七兵衛、13市郎左衛門（市左衛門か、その次の代と推定）、27長右衛門、18利兵衛、11五左衛門など分米高では役式所有者とさして変らないものがおり、また役式所有者にも1平右衛門、10庄兵衛、19忠右衛門、20彦右衛門、25助十郎など激減するものがある。このように、分米高からみても井戸村の階層構成に変動があらわれており、

これを背景にして脇百姓が役式を要求し、彼らを除外しての村山（役山）の売買の無効を訴えたのである。しかし、脇百姓の主張が容れられたとは考えられない。そのことを推測させる史料<sup>(3)</sup>を紹介しよう。

永代売渡申役敷之事

右之代銀百式拾匁ニ、限永代久左衛門方、売渡申処実正明白也、此役敷ニ付、於後々末代、違乱妨無御座候、為後日証文、仍而如件、

天和元年酉極月十八日

- 藤右衛門 ④
- 庄屋
- 重郎右衛門 ④
- 年寄
- 権兵衛 ④
- 同
- 市之丞 ④
- 同
- 権右衛門 ④
- 同
- 加兵衛 ④
- 頭百姓
- 喜兵衛 ④

江口久左衛門殿

まじる

買主江口久左衛門は寛文一三年の庄屋であり、藤右衛門は第4表の8藤右衛門である。この場合、役式の売買は役式所有者間で行なわれているのであつて、脇百姓は売買からも疎外されていると考えられるのである。寛文一〇年には井戸村には二〇人の役式所有者がいたが、同一三年の村山売券の署名者は一九人である。これなどは役式所有者間

の譲渡、売買によって同一人が複数の役式を所有したものであり、二〇の役式が一九人にも一五人にも所有されたのは、右にみたような役式所有者間の売買、譲渡があつたからである。

天和四年（一六八四）二月四日、山城国雲畑出谷村喜右衛門子息久兵衛改め文右衛門を江口家の養子とした久左衛門は、文右衛門に家督の譲状を記している（丁三四、『史料』三九三）。譲状はただちに文右衛門に譲る分と一代限りの久左衛門夫婦分とにわかれている。文右衛門分はのとかいち、竹之元、田之尻、江口家ノ上前、なわ手、堂ヶ尻、宮之元の田地、岩ヶはな、酒屋之元、六兵衛家之元、家ノ上山ねの畑・屋敷、小塩滝山、江口谷の山で、隠居分は河原田、あまかいち石仏田の田地と江口谷西原、市ヶ谷の四か所、文左衛門・久左衛門の共有分には「住所屋敷家蔵家財諸道具共」とがあり、隠居分は久左衛門夫婦の「一代教行」（一） 仏門帰依のために用いるというのである。この田・畑・山林の所在・地積はこの譲状からはわからないので、延宝六年の検地帳（E八）の久左衛門分を抽出してあげておこう（第5表）。天和の譲状は延宝の検地から五年しか経ていないため、在所・地積ともほとんど変化はない。

慶長年間、江口太郎左衛門が久次郎に田畑を譲与したとき、太郎左衛門も隠居分として田畑を手元に留保していることは先述したところであるが、天和年間においても、江口久左衛門は養子文右衛門に「田地畑山林家財一跡（一）」を譲与するとともに、譲状の中に隠居分を列記し、久左衛門夫婦一代の後、文右衛門分に編入されることを譲状の文言としているのである。そこで、江口氏隠居分の規定を紹介しておこう（C21）。

一札之事

一 隠居田作徳米配当之事、先年証文相究候処、対談之上、弥末細ニ相改添書仕候事、

一 役人隠居別家ニ不仕候共、年数六十一以後〇作徳配分可仕候、尤夫婦居申候共、又ハやもめニ而居候共、丸役

第5表 江口久左衛門分田畑山林表（延宝6年12月7日井戸村検地帳）

在所	地目	地積	分米
宮ノ本	下々田	1反5畝15歩	1石5斗5升0合0勺
石仏田	下田	1 3	1 2 1 0
〃	上々田	8 18	1 2 9 0 0
はしノ下	上田	1 3 9	1 8 6 2 0
家ノ下	下田	2 5	2 3 8 3
〃	下田	4 10	4 7 6 7
いなき下	下々田	18	6 0 0
川はた	下田	1 22	1 9 0 7
家ノ上	中田	9 18	1 2 4 8 0
〃	下田	7 0	7 7 0 0
同所山根	下々畑	1 6	4 8 0
〃	下々畑	3 10	1 3 3 3
いわかはな	下畑	5 21	3 4 2 0
酒屋谷口	下畑	4 3	2 4 6 0
〃	下畑	4	8 0
酒屋ノ本	中畑	2 3	1 6 8 0
〃	上畑	3 18	3 6 0 0
堂ノ尻川はた	中田	6 0	7 8 0 0
〃	上田	1 0 6	1 4 2 8 0
ときう道ノ上	下茶畑	15	3 0 0
田尻	上田	9 5	1 2 8 3 3
のとかいち	下田	7 10	8 0 6 7
〃	下田	8 10	9 1 6 7
竹のもと	上々田	7 10	1 1 0 0 0
〃	上々田	6 20	1 0 0 0 0
	屋敷	4 15	4 5 0 0
	屋敷	1 10	1 3 3 3
	屋敷	1 9	1 3 0 0
田畑合計		16 6 23	17 1 7 0 0
小塩滝口	小松雑木山	10 5 0	2 1 0
ノ上	桧杉交雑木山	8 1 20	1 6 3
江口谷	小松交雑木山	6 6 20	1 3 3
〃	小松交雑木山	19 2	3 8 4
〃	雑木山	29 3 10	5 8 7
おしほ口	柴木山	2 5 0	5 0
山林合計		76 3 20	1 5 2 7

取可申候、但後家分ハ半役相済し可申候事、~~慶~~年六十一以後之分ハ、譬子共と同家ニ一所ニ住居仕候共、其別なく、定之通り作徳配当可致事、

一別家ニ相離、隠居仕候者之義ハ、年若ニ候共、分口配分可仕候、併別家ニ居候迎も、高ヲ抱、○子を召蓮罷有候得之、<sup>意</sup>本家同前之事ニ候儘、分口配分仕間敷事、

一別家之若隠居之者、自然相果、若後家ニ成共、無其差別、半役割相渡し可申事、

一惣ノ隠居分之者、死去仕候義、正二月の内ニ相果候共、其年の所務相渡し可申候、又隠居別ニ仕候者、立除申

事十一月迄十二月内ニ立除候ハ、其年之作徳ハ相渡し申間敷候、是ハ其年之作徳配分以後ニ成候へ者、物毎

六ヶ敷候、右如斯ニ相極申候事、

右之通り対談仕り、末細ニ相改、添書仕処、仍如件、

年号月日

右の一札は年未詳であるが、首部に「先年証文相究候処、対談之上、弥末細相改」とあり、末尾にも「右之通り対談仕り、末細相改」めとあるところから、養子と隠居との「対談」の結果を簡条書にしたもので、天和四年の讓狀ニ「先年証文」のあとで、問題が惹起し、これをこの一札で細部にまで規定したと思われ、その下書として記されたものと考えてよいであろう。しかし、この一札はたんに江口氏のものではなく、井戸村ないしは山国各村の隠居慣行を反映して成文化しているものとするのが妥当である。この簡条書の要点をあげておこう。

第一条は、隠居田作徳米配分について、先年証文に定めたが対談の上、より詳細な添書を記したとして、第二条は、村役式所有者が還暦ののちは、隠居別居せず、子供と同居していても、作徳は子供に配分すべきだとし、隠居夫

婦ないし男やもめが存生の時は「丸役」に全役を、後家は半役を務めることを規定している。この役は村惣中の諸負担を指すものである。

第三条は、年若の者（次・三男など）が別家に隠居する時は作徳を配分すべきであるが、別家に居住していても、高を所持し、庶子を連れていたる隠居は、本家と同様であるから、作徳を配分すべきではないと規定している。

第四条は、別家の若隠居が死んだ場合、若後家は半役を務めることを規定している。

第五条は、隠居が正月・二月に死んだ場合は、その年に務めるはずの役を果たすべきだとし、また一月・一二月に隠居が別家する場合は、その年の作徳は配分してはいけない。これは一月以前に作徳が配分されているはずであるからだと規定している。

以上の規定は、隠居と相続人（本家）との間に作徳配分と村役について、過去において争いごとがあり、将来も惹起する可能性があることを示しているのである。作徳と村役は本家と隠居別家に分かれていても、それは江口文右衛門家の中の問題であり、村にたいしては文右衛門の名において何事も処置し、村も文右衛門の名で江口家を処置していたことはいうまでもないことである。

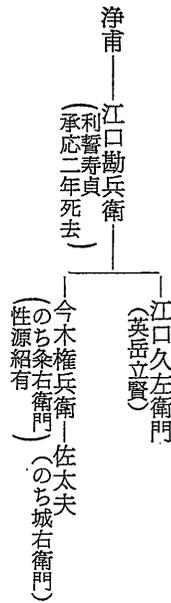
(1) 井ヶ田良治「近世村落共有山林と村落構造」(同志社大学人文科学研究所編『林業村落の史的研究』所収)。

(2) 享保年間と推定される比賀江村内の旗本領と梶井宮門跡領との村役式数をめぐる争論文書に、「比賀江村之義ハ往古々御蔵御領ニ而、則地下役ハ拾五人之所ニ而御座候得共、村役式ハ拾八人御座候所」(比賀江区有文書)とある。

(3) 野田只夫氏はこの文書(『史料』一五三)を「元和元年丙拾月十八日」としているが、天和元年西極月十八日と訂正されるべきである。

三 役式と江口組

江口久左衛門に一人の弟がいた。その名を権兵衛といい、第4表の寛文の名寄帳や延宝の検地帳にも登録され、村役式所有者・年寄として、寛文五年(一六六五)には一〇石一斗六合、延宝六年(一六七八)には一石三斗九升九合七勺の分米を所持している。この江口権兵衛について、「江口庶子下江口者今木と云」という前書ではじまる、今木氏由緒書とでもいうべき一紙が残存している(C二〇)。それを系譜化すればつぎのようになる。



この今木氏由緒書に加えて、万治元年(一六五八)極月一七日の山国井戸村重三郎の田地の相互交換について喜兵衛にたいする訴状(F三、『史料』三八八)によると、「私親勘兵衛、五年以前ニ相はて申候、又わうち浄甫ハ八拾ニ余リ」とあつて、勘兵衛の死去の年代も今木氏由緒書に合致するところから、この重三郎は江口久左衛門、今木権兵衛と兄弟であることが判明する。<sup>(1)</sup>そして久左衛門は勘兵衛家から太郎左衛門家の養子となつていることも明らかにする。権兵衛が今木を名乗る時点は明らかでない。今木由緒書には「正保年中カ慶安年中ニ新宅建、屋鋪者八幡宮ノ前」とあり、正保・慶安年間(一六四四—一六五二)に八幡宮前(現江口九一郎家の西南五〇メートル)に勘兵衛家より隠居したことに関連していることを示唆している。恐らくこの年代で隠居したのは権兵衛の父勘兵衛であろう。しか

し、このあとの寛文七年（一六六七）二月二十六日の花木彦右衛門・同甚兵衛に宛てた中山にある山一か所、奥久保の田地一か所の権兵衛の売券（丁一七）には、「江口権兵衛」と署名し花押を加えており、寛文一三年（一六七三）正月二七日の井戸村惣中山売券（丁二〇）の宛先にも「江口権兵衛」とあつて、依然江口を称しているが、延宝四年（一六七六）二月一三日の花木甚兵衛宛の車瀬の山一か所の売券（丁二七）からは、今木権兵衛と称し、判も花押をやめて二重の楕円の輪の中に今木の小篆書体の文字の印鑑を用いるようになっていた。したがって、今木姓を権兵衛が称するのは延宝二・三・四年（一六七四・五・六）の間と推定してよいであろう。そしてこの今木氏は由緒書の末尾に「橘氏口宣、今木口宣、諸証文等相残有之筈」とあるように、橘氏から発するということ江口氏の系譜の証跡を所持していると記されている。この権兵衛の売券には証人として江口久左衛門が署判を加えているように、たんに両人が兄弟というだけではなく、下江口＝今木家と江口家（元龜二年の算用帳には「上江口」という語がすでにみえているから、一六世紀後半には上江口・下江口の両家が存在していたと推定され、算用帳の江口右近と江口彦太郎ないし江口宗忠がこれに該当すると思われる）という戦国末期に存在している本・分家という関係にもとづく相互保証と理解しなければならない。そして、この両家は血縁関係を更新しつつ相互に結合を強化していったのである。

享保二年（一七一七）に親類書（C二）という一紙が記されているので紹介しよう。

親類書 鞍馬へ

一 丹波桑田郡山国庄井戸村住人

口宣

橘久重 右近将監

口宣

橘重吉 右近衛将監

末流

祖父 江口久左衛門政重 右近ヨリ五代目  
 祖母 山国下村横田和泉守娘  
 父 江口文右衛門光吉  
 母 山国下村水口伊右衛門娘  
 兄 江口三良兵衛吉延  
 弟 江口長藏 申年十四才

享保二歳五月廿七日

この親類書は江口文右衛門の次男が鞍馬寺へ入り僧となる時に記された下書と推定される。享保一六年（一七三二）三月一三日の鞍馬寺大藏院が井戸村竹之本の田地を小柏権兵衛に売るとききの売券（丁八八）に「右之田地、祖父の手前讓請候得共」とあり、また別紙の同年同月の田地売券（丁八九）に「右之田地者、父文右衛門より我等方へ讓請申候」とあるから、この大藏院は久左衛門の孫、文右衛門の子であることが判明する。この売券には兄三郎兵衛が年寄として証判を加えている。この大藏院は享保九年（一七三四）一〇月一〇日、父文右衛門より三角田、辻堂ノ下タの田畑四畝一五歩、ときうの上の雑木山一八歩を譲られている（丁八四）。これは江口家に古来より付属する寺庵大智院（中世末期の仙珠庵であろう）の再建を機に、その運営のために大藏院に譲られたのである。大智院は隠居屋敷に付属する施設であり、文右衛門は次男を僧にして、その運営の一端を担わせたのである。

この親類書によると、九（久）左衛門の妻は下村の横田和泉守の娘である。横田氏は下村の名主で山国五社明神の禰宜であり、天和二年に久左衛門が雲畑出谷村から文右衛門を養子に迎える時、久左衛門の弟今木権兵衛とともに養子手形に署判を加えている人物であり、これは久左衛門の舅としてである。また文右衛門の妻の出た下村の水口伊右

衛門家は中世山国庄の棚見方下司の後裔で、伊右衛門は水口氏略系図（『史料』四五二）の二五代光重こと、水口猪右衛門（宝永元年申年十一月七日卒、号瑤西院遠溪常林居士）と同一人物と考えられ、その娘に「当郷井戸村江口何某室、宝永五戊子年九月七日死、□江雪妙意信女」とあるのが、江口文右衛門の妻である。なお、この娘の兄、二六代重永、水口彦八郎の妻は井戸村大宅加兵衛（第4表の2大上加兵衛）の娘であることを指摘しておきたい。また、文右衛門の子三郎兵衛（のち兵右衛門と改名）が、享保七年（一七三二）二月一日に今木誠右衛門、秦倭源六郎、大宅安左衛門などを請人として上黒田の名主吹上藤左衛門子息房之助を養子として迎えるに当って記している一札（丁八三）は、養子縁組の形態を示すものとして興味深いので紹介しておこう。なお養子房之助はのちの江口甚平である。

#### 一札之事

ひかへ証文

一 此度貴殿子息房之介、我等養子ニ申請候処、為土産ト銀七百五拾匁被遣、慥ニ請取申候、然上ハ、拙者惣領ニ相立、名跡相続可仕候、万一不縁ニて房之介其方へ相返シ候ハ、右之銀子無相違返弁可仕候、若銀子ニ差詰り候ハ、我等抱之用地有所者左之通り、

一 田老ケ所 有所者のふて反畝歩ハ御帳面之通り

一 田老ケ所 有所者苗代上へ下タ反畝歩ハ御帳面之通

右式ケ所之田地、請人方へ引取、右之銀子其方へ急度相立可申候、為後証、一札証文、仍テ如件、

享保七年壬寅十二月十日

養父

江口三郎兵衛

吹上藤左衛門殿

請人

今木誠右衛門

同

秦倭源六郎

同

大宅安左衛門

江口丈右衛門

すなわち、吹上藤左衛門は房之助を養子として出すにさいして銀七五〇匁の持参金をもたせ、もし不縁となつた場合、養子親江口三郎兵衛はこの持参金を返却せねばならず、その銀子に相当する田地二か所を予め指定するという、いわゆる根抵当を設定しているのである。そして請人には三郎兵衛の同族と近隣の井戸村名主がなつていたのである。以上のように、近世初期の山国郷においては、名主相互間の婚姻のネット・ワークがはりめぐらされていたのであり、それはまた現在名主家の後裔たちが所持する系図に徴しても明らかである。

井戸村における名主の村支配については、役式を介して先述したところであるが、ここでは享保期の問題に限定して考察を進めてゆきたい。

享保五年（一七二〇）、かみや久助は井戸村年寄中・役人中に宛て、つぎのような一札（二八）を提出している。

仕申一札手形之事

(儀)

(姓)

一拙者義者、古来所住頭之家ニ而も無御座候ニ付、脇百性ニ而罷有候処ニ、親共る二代以来数年御馴染ニ、此度江口組役式ヲ江口城右衛門殿御取持ニ而、村之役人中江徒々御断、被仰入候者、何茂御了簡、今日向る役式相傍候様ニ被成被下、過分ニ奉存候、然ル上者、古来之通、役人並法式如何共相勤可申候、若对役人中江、無

礼ケ間敷義仕候者、役式御取上ケ、毛頭御恨申間敷候、為後日、一札手形如件、

享保五年庚子二月朔日

かみや 久助 ㊦

井戸村 年寄中  
役人中江參

この一札には同じ日付の、久助弟小右衛門と次兵衛（治兵衛か）との二人が連帯保証人となっている同文の一札が年寄中・役人中に提出されている。この手形一札は従来二〇人近くの役式所有者から除外されていた脇百姓が、江口（今木）城（丈）右衛門の仲介によつて、江口組に編入されて役式所有者たることを村方より承認されたさいのものである。

では江口組とは何か。それを理解するために、つぎの文書を紹介しよう（C四二）。

#### 役式定書取替証文之事

一 大宅組役、年寄役三人、脇役六人ニ相定ル、

往古の大宅

一 江口組役、年寄役三人、脇役六人ニ相定ル、

江口組と云

一 脇役之儀者、本役之庶子家ニ候得者、役譲渡之砌り、無筋者ニハ急度不相成、古来之定ニ而候得者、後々末代迄も堅ク相守可申候事、

一此度三組ニ相定メ、尤役山惣割之分致組合ニ、大切ニ相勤可申候事、

大宅組と云て

猪之谷ニ有之候

一猪之谷ニ有之候所、岩端より向山之神迄巻ケ所、右式ケ所ハ役人拾八人ニ而致支配候定也、

故下も組共

一そとハ谷有之候分皆敷、役人相談之上、七人中間江遣し申候、名前書左ニ印、<sup>(記)</sup>嘉兵衛・丈右衛門・次郎右衛門

・喜平次・亀右衛門・儀兵衛・儀右衛門支配也、

一よきとうげニ有之候中間役之分、相談之上、儀右衛門江遣し申候、勝手ニ支配可有之候事、

右の証文下書は年未詳ではあるが、第六条の七人の名前から一八世紀末・一九世紀初めの寛政から文化年代のものとしてよい。享保から約一世紀のちのものであるが、役式や江口組についてはさして変化はないと考える。

この証文下書は、井戸村には大宅組、江口組の二組があつて、各組は年寄役三人、脇役六人から構成され、合わせて一八人の役人（役式所有者）がいたことを示している。そして、組は年寄役〓本役一人に脇役〓本役の庶子家二人の組合わせが、三つ集合していることを推測させる。ところが、従来の二組に一組加えて三組としたというのである。この新しい組についてはこの証文からはわからない。第四条の末尾に「大宅組と云て」とあるから、大宅組が二分されたとも考えられるが、この点は後述する。第三条は脇役が「本役之庶子家」であることと、役式の譲渡は役式所有者間相互でなされるべきことを規定している。第五条と第六条の間の「故下も組共」とあるのは明らかでない。第五条は猪之谷、岩端（岩ヶ鼻）の二か所は従来の一八人の役式所有者全員が支配するが、第六条では一八人が支配していた「そとハ谷」を七人の役式所有者に分割したこと、第七条は「よきとうげ」の山を個人に分割（売却）したこと

を記している。これは村役山が役人全員の支配から、次第に限られた役人や役人個人に分割されてゆくことを示している。

右の証文は一八・一九世紀の交のもので、一八世紀初の役式・役山の状態を示すものではないが、寛文期の村の公式文書に大宅姓三人・江口姓二人・樋爪姓一人の年寄六人の署判が加えられており、以後年寄構成員の中で大宅・江口両姓が占める割合が大きいことによつても、大宅組・江口組の村支配のあり方がうかがわれよう。しかし、中世井戸村の名主は武光名の江口氏、定宣名の大宅氏、国真名の宇津和氏、房光名の設楽氏であつたはずであるが、近世に入り、名が株化して官座出仕の権利となるに及んで、名は株の表示に転化したのである。すなわち、井戸村に居住していない名主宇津氏の国守名の株は大宅氏兼帯となり、また宇津和氏の国真名の株は、大宅氏の別家がこれを継いだ、この家が絶えて、その株は村名主中の預りとなつている。また房光名の設楽氏は江口氏庶子が別家したものであるが、中世末に絶え、元禄二年に樋爪氏がこれを継いだといわれている。樋爪氏は元龜二年の算用帳にその名が見えるが本郷二八名半の名主ではない。このようにみえてくると、近世の井戸村支配は、大宅・江口の両氏が掌握していたとする先掲の役式証文も信用してよく、樋口氏は大宅・江口両組のいずれかに編入されていたとするのが妥当であり、後述のように大宅組に属していたと考えたい。

さて役式証文の検討にもどうう。先述のように、組の役式は年寄役一人に脇役二人の組合わせが三つ寄合つてゐることを推測させるものであるが、脇役は証文のいうような「本役之庶子家」にのみ限定されるものでなかつた。元文三年（一七三八）六月、井戸村惣百姓が禁裡代官小堀仁右衛門に、井戸村を貫通する大堰川の井関の普請について訴えた（江口八郎氏文書）が、その訴状に二八人が署名している。二八人のうち一七人が役人（役式所有者）で、うち五人が

第6表 元文3年(1738) 井戸村惣百姓姓一覧

役人	大江樋	宅口爪木和	2	庄屋1, 年寄1 年寄1, 頭百姓1 年寄1, 頭百姓 頭百姓 頭百姓 頭百姓1
	今		1	
	秦		2	
	中		1	
	小	柏	1	
	南		1	
	西		4	
	東		1	
	紙	屋前	1	
	堂		1	
非役人	ま	た	1	
	花	木	2	
	堂	前	1	
	糘	屋	1	
	と	う	1	
	南	の	2	
さ	か	3		
惣	百	姓	28	

年寄を核として脇役人が編成されていたが、脇役人が年寄の庶子家とは限らないことは、第6表の役人の姓から判明する。すなわち、紙屋は先述した紙屋久助のことであり、二代にわたる江口氏と「御馴染」によって江口組に編入されたわけである。

また中(中野)は元龜二年の算用帳において、中野弥太郎、中野喜六、中野道全、中野分永陽庵というように見え、加地子名主職所有者、作職所有者としてすでにあらわれている。正治二年(二二〇〇)正月の日付をもつ「三十六名八十八家私領田畑配分并官位次第」で、「山国本郷拾貳箇村郷土名主家ニ生立置候左之六十五人」として、資料木京着歩持之役士の交名をあげているが、その中に中野兵部の名がある。井戸村には中野兵部のほか尾柏三郎九郎、

庄屋・年寄で、五人が頭百姓であって、非役人は一人である。これら二八人を役人・非役人の別に姓とその数をあらわしたのが第6表である。この表によると、年寄役人はかならずしも大宅・江口両姓によって占められているわけではないが、今木氏は江口氏分家が興した姓であり、江口組と考えられ、樋爪氏は享保六年(一七二二)に大宅氏の三男が別家して樋爪氏を継いでいるので、これは大宅組に所属するとしてよいであろう。これらの

南太郎兵衛、花木庄右衛門が歩持役士である。そして花木は不明ながら中野は江口氏、南は大宅氏、尾柏は種爪氏に隸属したとされている。近世にはこれらの歩持役士を古住人と称し、名主某従類某という表現をしている。文化一一年（一八一四）山国塔本村の草木俊右衛門が「村方新古家筋之出所并ニ善悪興廢証跡共、聊無依怙有躰ニ書記」した『村中之家譜 全』の凡例にあたる部分に

一 従類と有るハ子方之事也

一 出入と有るハ家来之事也

一 別家と有るハ俗ニ云隠居株也

とあり、従類を出入＝小作とは明確に区別している。たとえば

一 清右衛門ハ塔下と唱ふ、実に塔下の従類か実否不紛明、古住人之者也、当主清右衛門

とあつて、近世には従類＝古住人であることがわかる。この古住人が中世には京上歩持役士と称され、先述のように、名主に個別的に隸属していたとはいへ、元龜二年の算用帳ではすでに姓を有し独立の経営をもつていたのであつて、無姓の、村名を冠する小百姓とは村内の位置は異なるものである。明和三年（一七六六）九月に比賀江村の古住人大井繩手十二郎が同村の名主家村山駿河守の末葉の駿河次郎右衛門家を相続し、姓を駿河と名乗ることを、正月の五社明神宮座で承認され、宮座への列席が定められている。このように従類はかつて名主家の家父長制的構成の中に編成されていたものから独立したものの、依然としてその關係は宮座や日常生活の中に維持されていることがわかる。

宝曆一三年（一七六三）に宮座入りを認められた中野次郎右衛門は同年三月に五社明神宮座の由緒と座構成員を記した『古家撰伝集』（西八郎氏文書）に、「古来る江口氏従類也、中野兵部末葉ニテ古住人ニ紛無之ニ付、宝曆十三年座

入」とあり、また文化四年（一八〇七）の『古家撰伝集覚書』（小島久雄氏文書）には、「江口氏従類仲野次郎右衛門、宝曆十三年江口猶子新席座入、文化三年江口氏准庶子と成」とあつて、ここで中野氏は江口姓を名乗ることになつたことがわかる。准庶子とは、宝曆一三年の宮座内の家格序列の本家・曹流・庶流・新撰が、文化四年には本家・曹流・庶子・准庶子・新席となつたもので、前者の新撰に該当するものであり、新撰とは「往古より名主家従類、或者古住人家にして名主家の重縁数代因を結び、或者名主の末子を養育して出席を相望候類」である。宮座内のこれらの位階呼称は、竹田聽洲氏の指摘されたごとく、「総じて血縁・非血縁の別を越えた分家という意味を寓し、名主本家との間に相互に認知された同族系譜上の家の位置を示す一定の指標として成立している」のであり、史料は後代のものであるが、中野氏が江口組の脇役人となつたのは、役式が成立して以後と考えてよいと思う。前掲第6表において、役人一七人のうちの頭百姓に中（中野）、小柏（尾柏）、南の古住人の姓がみえるのは、かれらの村内の位置を表示しているものとしてよいであろう。

正徳六年（一七一六）二月、井戸村の文右衛門（江口）など六人の年寄が禁裡代官小堀仁右衛門に訴状を提出した（F一三）。それによると、

一、井戸村年寄役は往古より六人が勤めてきたが、正徳五年冬に小百姓が年寄役を六人以外のものにも解放すべきことを訴え、年寄はこれを拒否した。

二、山国のごとは奥山について古法があり、年寄六人が斧役六丁分を勤め、その他多くの勤めるべき義務がある。

三、年寄六人のうち一人が庄屋となり、残る五人のうち二人が御公儀役を勤め、その他の三人が一年交替で国役Ⅱ地下役を勤めている。都合で全員が在京する場合もあるが、全費用は村方の負担ではなく、自賄であり、年寄役

料は村方よりもらつてはいない。ただし、歩役と日役は往古より年寄六人分として免除している。

四、小百姓の歩役は年間一人につき二、三度、日役は二、三人ずつ勤めているが、年によつて多い少ないはある。その他、村全体に多くの諸役がかけられるが、年寄・小百姓は平等に勤めている。

五、年寄役は公用で、在京するものもそのためである。供御の鮎の網代銀の負担、八か村・一〇か村の諸用に数日を費やしており、奥山や筏のこと、禁裡御料七か村の公用などを勤めているが、諸事を小百姓の負担としたことはない。

右のように歩役・日役は免除されているものの、多くの役を負担しており、古法ゆえ村方へは迷惑をかけていない。ところが、小百姓は年寄が諸役を勤めず小百姓に転嫁させているといっているが、全く逆である。

年寄六人は右のように小百姓の訴えに反論し、「古法」に従つて勤めていることを強調しているのである。

ここで注目すべきは、年寄役⇨地下役六人にたいして、年寄役以外の小百姓、この場合は役人、脇百姓が連合していることである。すなわち、先述のごとく、寛文一三年（一六七三）には、村役式から疎外されている「こわきの百姓」⇨脇百姓八人が、村役式所有者を相手に村役山の売買をめぐる争つたのであつたが、それから約四〇年経た正徳五年には、脇百姓がかつて争つた村役式所有者の大部分と結んで、年寄六人を相手としたのである。ここに井戸村の内部に大きな変化が生じていることを認めねばならない。

歩役・日役をめぐる年寄と小百姓の争いは、正徳五年から一五年あとの享保一七年（一七三三）にいたつても継続し、同年一〇月、小百姓二人と年寄六人とが、真弓村平之丞、黒田宮村友右衛門、小塩村四郎左衛門ら三人の仲介によつて和解している（江口八郎氏文書）。和解の条件は「庄ヤ・年寄当役三人、只今之通、夫・日役除之、残ル三人

之非番ハ、村並之夫・日役相勤可申様ニ、年寄方了簡被致」れたとして、年寄六人中、非番三人は小百姓の要求を容れて夫役・日役を小百姓と同様に勤めることとなつたのである。年寄は小百姓の執拗な要求に後退したのである。この小百姓の指導者は江口氏の従類と称されている中野次郎右衛門であつたと考えられる。それは和解の済状の筆頭に次郎右衛門の名が見えることによつてもわかる。加えて、済状の原本は小百姓の代表者、庄屋忠助、仲介人三人の計五通が作成されたはずであり、その一通が次郎右衛門家の後裔江口八郎氏の所蔵となつているところから、次郎右衛門が小百姓の指導者の立場にあつたことは確実である。先掲の享保五年（一七二〇）に江口組に編入されて役式の所有を認められた紙屋久助も、小百姓二人の中に名を連ねている。なお江口氏は三郎兵衛が小百姓の相手の年寄である。

以上、享保期に特徴的にみられる小百姓の動向は、中世的な秩序が近世的な装いをまとい、近世山国郷の村々に残存していたものをつき崩すものであつた。この動向に対処して、年寄中<sup>⑥</sup>地下役人<sup>⑦</sup>宮座構成員は、これら小百姓のうちの従類<sup>⑧</sup>古住人層の一部を自己の同族に編入することによつて、従来の秩序を維持せんとしたのである。宝暦一三年に井戸村中野次郎右衛門、南次兵衛ら四人、明和元年（一七六四）に中江村岩本新蔵ら七人が座入して末席を占めることを認められ、また紙屋久助<sup>⑨</sup>の役式所有の承認などは、井戸村年寄役一件にみられた小百姓の動向の線上に位置するものとしなければならぬ。付言するならば、中野次郎右衛門は、明和七年（一七七〇）一月に彼自身が記した「持高覚帳」（江口八郎氏文書）によると、一二石九斗四升六合七勺の高をもち、寛政二年（一七九〇）一二月には一七石一升七合一勺に持高を増加させており、寛政以後、庄屋役を勤めている。ここにいたつて、江口・大宅・樋爪三氏の年寄役独占は崩壊するわけであり、近世井戸村の歴史に画期をつくることになるが、しかし、中野氏が庄屋

役につくのも、江口氏の準庶子として、江口氏の同族に編入されて「江口」姓を自他ともに称することを承認されてのちであることは銘記すべきである。

- (1) 明暦四年(一六五八)六月二日の江口浄南山地議状(八枚綴 J一四)では重三郎は祖父浄甫より西山・江口谷・田ノ尻ノ上・辻堂之上・尾花谷・みこがいち・甘木谷上・甘木谷の山八か所を譲与されている。
- (2) 小島久雄氏文書『古家撰伝集覽書』として同志社大学人文科学研究所から孔版が出されている。
- (3) 樋爪氏は設楽氏が姓を改めたもので、枝郷房光名の名主であり、本郷二八名半の名主ではない。本郷に居住しているが、本郷の名主でないことが、樋爪氏の本郷井戸村における地位を他の名主より弱くしていると考え、この点、今後の解明に期さねばならない。
- (4) 拙稿「中世山国庄の名体制」、岡本純一氏文書。
- (5) 竹田聰洲『近世村落の社寺と神仏習合』一七四ページ。
- (6) 江口九一郎氏のご教示によれば、現在、字井戸で紙屋の屋号をもつ家筋は、岡崎氏であるということである。

## おわりに

予定の紙幅をはるかに超えたので、本稿を終えるにあたり、上述したことをまとめておきたい。現在の江口九一郎氏につながる江口家の家譜を、中世末期から現在にいたるまでたどつてゆくと、

右近——太郎左衛門(太郎二郎)——久左衛門(久次郎)——文右衛門——兵右衛門(三郎兵衛)——甚平——金吾——文右衛門——平吉——九一郎

という系譜になるが、本稿では甚平以後は全く言及することができなかつた。

本稿ではまず山国庄名主の性格を描き出し、その上で武光名相名主江口太郎二郎について元龜二年の算用帳によつ

て言及した。その算用帳では、江口太郎二郎は名職を所有しているもの、加地子名主職・作職は右近より譲られていず、また江口姓全体の所有は一町二反三〇歩の加地子名主職、作職は一石三斗四升五合にすぎず、算用帳に記載されない部分のあることを指摘した。しかし、算用帳の上でも、他の井戸村居住者に比すと、江口氏の所有の大きいことを述べた。つづいて山国庄名主の口宣案をもつことと、古代的姓を名乗ることが、名主身分の指標であることを明らかにした。そして中世末期までの売券・譲状から、太閤検地直前までに江口氏は山林をふくむ自己の所領を、居住村の井戸村にほぼ集中し終えていることを指摘した。

つぎに太閤検地直後の太郎左衛門の久次郎宛の譲状から、江口氏の田・畑・山林の規模をみたが、その場合、江口氏の家産が久次郎と隠居分とに分離されており、両者合わせれば、検地前より増加していることを述べた。近世初頭の井戸村は、江口・大宅（上）の両組に属する旧名主によって支配されて、この両氏を中心とする一五〇二〇人の役人〓本百姓が、井戸村の基本的構成員であった。この役人〓本百姓〓役式所有者は、山国惣庄の解体に伴ない、近世初頭、惣庄山が村毎に分割され、その村山の用益権をもつものであった。この役人にたいし、役式から疎外されている脇百姓が寛文年間に役式を要求する一件があるが、このような、旧名主〓年寄をふくむ役人と脇百姓の対立が近世初頭の井戸村の村落構成の特徴であったといえる。

最後には、江口氏の本・分家関係を、江口氏と今木氏との関係においてみたが、享保段階では、本・分家とも同じく口宣案をもつものという同族意識の強固なことを検証した。そして江口氏の姻戚関係は、山国郷の名主〓年寄間で結ばれていることを指摘しておいた。享保年間、脇百姓紙屋久助が役式を所有をして江口組に編入されており、宝暦年間に江口氏従類中野次郎右衛門が江口氏の準庶子という家格で五社明神の宮座に列座することを承認されているよ

うに、一八世紀には、年寄以外の小百姓の社会地位の上昇を示す事件が続出する。その代表的な事件は、正徳五年から享保一七年にかけての、年寄中にたいする、夫役・日役をめぐる小百姓の要求であった。この争論は寛文年間の年寄中をふくむ役人にたいする脇百姓の要求から、年寄中にたいする役人・脇百姓連合のいわゆる小百姓の要求である。このような争論内容の変化は、井戸村の村落構造が中世的秩序を克服することを意味し、従類中野氏が江口姓を称し、脇百姓紙屋が江口組に編入され、中野氏にいたっては、従来の年寄中独占を破って庄屋役につくという事態の中に、井戸村における近世的秩序の確立と、この期の江口氏の「家」の特徴をみることができるのである。

以上が本稿の要旨であるが、紙幅の関係で近世後期には全く言及できず、近世を通じての江口氏の「家」の特徴を充分把握することができなかった。他日改めてこの問題を明らかにしたい。

△後記▽ 本稿を執筆するにあたり、多年にわたって、貴重な史料を本研究所に貸与くださり、種々有益なご教示にあつた江口九一郎翁と江口八郎氏に深甚の謝意を表わす次第である。